

台風接近等に伴い開設する自主避難場所について

自主避難場所とは

自主避難場所は、指定避難所（市内３３箇所）とは異なります。

中川や江戸川の氾濫など、大規模災害が発生する可能性は低いものの、台風の接近等により、自主的に避難を希望する市民のために、一時的に開設する施設を自主避難場所といいます。

自主避難場所の開設については、防災行政無線での放送により周知を図りますが、併せて市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター及びフェイスブックなどでもお知らせいたします。

自主避難場所と指定避難所の違い

	自主避難場所	指定避難所
開設する場所	文化施設・コミュニティ施設などの市内公共施設 (最大８箇所を想定。次頁参照)	市内小中学校をはじめとする３３箇所の施設
開設するタイミング	河川の氾濫などによる洪水発生の可能性は低く、指定避難所を開設する段階ではないが、自宅に留まっていることが不安な市民が多くいる場合などに開設する。	江戸川・中川など河川の氾濫が発生する危険性が非常に高く、市が法律に基づき避難指示などの発令に伴い開設する。
その他	場所のみ提供（食料・飲料水等必要なものは、自ら準備して避難） ※避難指示等が発令された場合は、自主避難場所を臨時の避難所に位置付ける。	命を守るための避難及び仮の生活を送る場所として、一定期間滞在できる避難施設で食料など必要最低限の生活物資は市で手配する。

自主避難場所を利用する際の注意点

- 自主避難をする施設のため、避難を強制するものではありません。
- 自主避難をする際には、飲料水・食料品・日用品及び寝具などはありませんので、各自で用意してください。
- 避難で発生したゴミは、各自でお持ち帰りください。
- 施設内は禁煙とし、酒類の持ち込みもお断りいたします。
- 駐車場には限りがございますので、原則徒歩での避難をお願いします。
- 自主避難場所が開設しているときに、市から警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）の発令がされた際には、臨時の避難所として引き続き使用することになります。
- ペットと同室で避難することはできません。（ペットと一緒に避難する場合は、飼主とペットは別の場所にそれぞれ避難することになります）

令和4年度 自主避難場所 候補施設一覧

文化会館	早稲田5丁目4番地1
瑞沼市民センター	上彦名870番地
彦成地区文化センター	彦野1丁目161番地
青少年ホーム	谷口570番地
東和東地区文化センター	新和3丁目261番地2
鷹野文化センター	鷹野4丁目70番地
コミュニティセンター	戸ヶ崎2丁目654番地
高州地区文化センター	高州3丁目60番地1

お問合せ先
三郷市役所 危機管理防災課
TEL. 048-952-1294